

水戸市告示第240号

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年水戸市条例第2号)第6条第1項の規定に基づき公の施設の指定管理者について指定をしたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年6月30日

水戸市長 高 橋 靖

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市新原1丁目第1児童遊園
- (2) 水戸市住吉町第6児童遊園
- (3) 水戸市米沢町代官山下第3児童遊園

2 指定管理者となる団体の名称等

住所	茨城県水戸市千波町508番地の59
団体名称	一般財団法人水戸市公園協会
代表者氏名	理事長 猿田 佳三

3 指定の期間

令和5年7月1日から令和8年3月31日まで